

1. 工事概要

本工事は、博多港内の海域環境改善及び浚渫土砂の有効活用のため、浮泥除去の試験施工を行い、効果の検証を行うものである。

なお、本工事は施工体制確認型による簡易型総合評価落札方式の工事、及び契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後VE方式の試行工事である。

2. 施工場所

福岡市中央区那の津5丁目地先

3. 工期

契約締結日から平成22年3月26日までとする。

なお、工期は日曜日、祝日、年末年始休暇及び全土曜日を休日として設定している。

4. 管理用基準

基準面：博多港検潮所基準面上(+ )0.63mを零位とする。

基準点：監督職員の指示による。

5. 工事内容

工種名称	規格・形状寸法	単位	数量	参考数量	摘要
博多港浮泥除去工事					
浮泥除去工 浮泥除去		m2	80,000		
浮泥処理工 土運船運搬 揚泥		式 式	1 1		
効果検証 底質調査	中央航路東側	地点	20	5箇所×4回採取	事前調査=1回 事後調査=3回 事前調査=1回 事後調査=1回
	須崎ふ頭泊地	地点	10	5箇所×2回採取	
浮泥堆積厚調査	中央航路東側	地点	20	5箇所×4回採取	事前調査=1回 事後調査=3回 事前調査=1回 事後調査=1回
	須崎ふ頭泊地	地点	10	5箇所×2回採取	
水質調査 結果比較		地点 式	6 1	2箇所×3回採取	

6. 支給材料及び貸与物件

なし

7. 工事仕様

7-1 総則

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、国土交通省港湾局編集、(社)日本港湾協会発行(平成21年4月)の「港湾工事共通仕様書」及び、国土交通省港湾局監修、(社)日本港湾協会発行(平成19年4月)、一部改訂(平成20年3月)の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」の定めによるものとする。なお、共通仕様書については、設計図書公表後、改訂により変更が生じた場合は、請負者と協議し実施するものとする。

7-2 浮泥除去工

- (1) 別添図に示す箇所の浮泥を除去するものとする。
- (2) 浮泥除去方法は、密閉吸引式底質除去装置によるものとし、濁りが発生しないよう浮泥のみを除去しなければならない。
- (3) 別件「博多港浚渫土砂有効活用検討業務」での検討結果等により浮泥除去の場所、数量が変更となった場合は、別途指示する。その場合は数量確定次第契約変更する。
- (4) 当局の都合により、浮泥除去面積を変更することがある。この場合は、別途協議する。
- (5) 密閉吸引式底質除去装置の設置・撤去にかかる組立、解体の作業ヤードは別添図に示す場所を使用してもよい。なお、使用にあたっては時期等について所有者と別途協議しなければならない。
- (6) 本工事の施工にあたっては、一般船舶の航行に支障のないように留意し施工する。
- (7) 浮泥除去にあたっては、水中ビデオ撮影を2回実施し、海底状況の記録を行うものとする。
- ・1回目については、浮泥除去状況の一連の流れを撮影しなければならない。
  - ・2回目については、浮泥除去後の事後調査(1回目)と合わせて撮影を行わなければならない。